

商工会だより



2020

5

vol.150

令和2年5/24発行

京丹後市商工会 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1

●TEL:0772-62-0342 ●FAX:0772-62-3553 ●URL:http://kyotango.kyoto-fsci.or.jp

●網野支所/TEL:72-1863 ●大宮支所/TEL:68-0038 ●丹後支所/TEL:75-2222 ●久美浜支所/TEL:82-0155 ●弥栄支所/TEL:65-3137(火・金のみ)

京丹後市新型コロナウイルス対策内需拡大促進事業補助金が創設されます。

市内の中小企業、個人事業主等が、市内外での需要拡大又は市内事業者で製造(生産)から販売までの新たな供給体制を構築する事業を支援します。また、同業者又は異業種の2事業者以上が連携して、同事業を実施する場合も同様に支援します。

交付対象

- 市内の中小企業者等(小規模事業者、中小企業者、中小企業を構成員とする団体)、個人事業主
- 市内の農林水産業者(農林水産業者等が組織する団体を含む)
- 2事業者以上の連携した組織、共同事業体

近日中に公募開始予定

【2事業者以上が連携して行う事業例】

- 同業者同士がグループでテイクアウト弁当や食品を提供する仕組みの構築
- 飲食店と流通事業者が協力してデリバリー弁当の配達システムの構築
- 商店街や複数の店舗が協力した通販サイトの運営
- 市内機械金属業事業者同士が互いに機械製造や部品調達取引を促進
- 市内農・水産物生産者と飲食店のメイドイン丹後のメニューを開発

補助率

対象事業費	補助率	〈補助額計算例〉
30万円以下の部分	10/10	対象事業費が120万円の場合
30万円を超え、75万円以下の部分	2/3	30万円+(75万円-30万円)×2/3+
75万円超えの部分	1/2	(120万円-75万円)×1/2=82万5千円を補助

※補助上限額は100万円

お問い合わせ 京丹後市 商工観光部/商工振興課 ☎:69-0440 農林水産部/農業振興課 ☎:69-0410

京都府休業要請対象事業者支援給付金について

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、京都府から、施設の休止及び営業時間の短縮の要請や協力依頼が行われ、要請等の対象となる施設を運営されている方で、要請等に全面的に協力いただいた中小企業・団体及び個人事業主の皆様に対して、「支援給付金」が支給されます。

支給額 中小企業・団体:20万円、 個人事業主:10万円

受付期間 令和2年5月7日(木曜日)から令和2年6月15日(月曜日)まで

申請方法

- WEB申請 パソコンやスマートフォンにより「<https://sienkyufu.pref.kyoto.lg.jp/aplForm>」から申請してください。
- 郵送による申請 申請書類等を簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により、下記宛先へ郵送してください。(申請書は、商工会本支所の窓口に備え付けています) (宛先) 〒606-8799 左京郵便局留京都府支援給付金センター 6月15日(月曜日)までの消印有効、封筒裏面には差出人の住所・氏名をご記載ください。

その他 支給要件等の詳細は京都府HPをご覧ください。
<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyuhukin.html>

お問い合わせ ☎:075-706-1300 京都府休業要請対象事業者支援給付金コールセンター

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した中小企業者等への実質無利子・無保証料となる制度融資の取扱開始について

京都府による、国の「新型コロナウイルス感染症緊急対策」の一環として、民間金融機関による実質無利子・無保証料となる新たな融資制度が創設されましたので、お知らせします。

京都府・京都市新型コロナウイルス感染症対応資金

新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少した中小企業者等に対して、制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで、信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰り支援を実施します。

融資対象となる方	<p>◆京都府内に事業所又は営業所がある中小企業者(個人事業主は事業性のあるフリーランス含む)、組合、特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、セーフティネット保証4号、5号または危機関連保証の市町村長の認定を受けた方</p> <p>中小企業者</p> <p>◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業</p> <p>◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方(事業性のあるフリーランスを含む)</p> <p>組合</p> <p>府内に事務所を有する中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>特定非営利活動法人 府内に事務所を有する特定非営利活動法人</p> <p>京都府税・京都市税(京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ)の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による納税の遅延の場合は、この限りでない。</p>
資金使途 融資期間等	<p>◆運転資金、設備資金10年以内</p> <p><原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、5年以内の据置可></p>
融資利率 及び 信用保証料率	<p>◆融資利率:年0.9%(固定金利)</p> <p>◆保証料率:年0.85%(経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%)以下の要件を満たす場合、保証料(全期間)及び利子(当初3年間)の補給あり</p> <p>個人事業主 (売上高▲5%)…保証料及び利子の全額</p> <p>小・中規模事業者(売上高▲5%)…保証料の1/2</p> <p>// (売上高▲15%)…保証料及び利子の全額</p> <p>※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含む)とは、小規模事業者のうち、法人格を有しない事業者を指す。 ※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。</p>
融資限度額	3,000万円 <セーフティネット保証枠、危機関連保証枠いずれかの枠を使用>
担保・保証人	<p>◆無担保</p> <p>◆保証協会の信用保証が必要</p> <p><原則、法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要。代表者についても一定要件(①法人・個人分離、②資産超過であること)を満たせば不要></p>
受付機関	京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、北陸銀行、福井銀行、池田泉州銀行、但馬銀行、徳島大正銀行、中兵庫信用金庫、但馬信用金庫、京都府信用農業協同組合連合会、京都府信用漁業協同組合連合会
実施機関	◆令和2年5月1日～令和2年12月31日保証申込受付分

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金が支給されます。

農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入(売上)を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

- ◆給付額:中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。
- ◆売上減少分の計算方法
前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)
- ◆申請期間:令和2年5月1日から令和3年1月15日まで
- ◆給付対象の主な要件
※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
 - 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
 - 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などは特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、経済産業省HP
(<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>)
の申請要領等をご確認ください。

◆申請方法:持続化給付金の申請用HP(<https://jizokuka-kyufu.jp>)からの電子申請にて行います。

※迅速に給付を行う観点等から、電子申請を原則としています。また、電子申請に不慣れな方や困難な方に対しても、感染症防止対策も講じた上で、予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う申請サポート会場を全国に順次設置される予定です。申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表されます。
※また申請にあたり、確定申告書等の証拠書類の添付が必要となりますのでご注意ください。

相談ダイヤル [受付時間8:30～19:00]
 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
 [IP電話専用回線] 03-6831-0613
 5月・6月(毎日)7月から12月(土曜日を除く日)から金曜日)

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

- 1 持続化給付金ホームページへアクセス!
持続化給付金 検索
 - 2 申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力(仮登録)
 - 3 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、[本登録]へ
 - 4 ID・パスワードを入力すると「マイページ」が作成されます
基本情報 売上額 口座情報 入力
 - 5 必要書類を添付
●2019年の確定申告書類の控え
●売上減少となった月の売上台帳の写し
●身分証明書の写し(個人事業者の場合)
※入札などの写真画像でもOK!できるだけきれいに写してください!
- 申請
- 持続化給付金事務局で、申請内容を確認
※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。
- 通常2週間程度で、給付通知書を送付/ご登録の口座に入金